

## ． JA 等による農地情報の整備

「農地政策の展開方法について〈農地に関する改革案と工程表〉」の1．農地情報のデータベース化の中に、「農地に係る各種情報を地図の上に一元化した農地情報図を関係機関共通のデータベースとして整備し、相互に活用できるようにする」とあります。市町村では農業経営改善計画等、農業委員会は農地基本台帳、農業共済組合は共済加入情報、JAは営農情報を保有しており、これらの情報を一元化したGISの活用が可能となるかもしれません。

情報の共有化が目指されていますが、農業関係機関の中で、本来農家の経営を支援する立場にあるJAに対する市町村、農業委員会からの各種情報の提供は、個人情報保護の問題から実現は難しいだろうという声が多く聞かれます。

2006（平成18）年から、「水土里情報利活用促進事業」が新設され、農地や水利施設等に関する地図情報データベースを都道府県単位のまとまりで整備することが進められていますが、国費を使い整備された地図情報データベースが多くの機関で利用されなければ費用対効果も上がりません。事業の中では、縮尺1/2,500の地番（一筆）図と、圃場（耕区）図が整備されることとされています。

市町村で一般的にデジタル化されている地図は、税務課が管理する地番（一筆）図で、権利に関わる土地一筆ごとの管理を目的としたものです。地番（一筆）図データは、農地の面的集積にかかわる権利関係の移動等の法的な手続きで利用されます。

ここでは、同じく「水土里情報利活用促進事業」で整備される圃場（耕区）図の有効利用を目的に、圃場（耕区）図に対応した農家・圃場情報の整備手法を紹介します。

### 圃場（耕区）図に対応した農家・農地情報の整備

本書で紹介させていただいたJAみっかびやJA御殿場のような、農産物の品質・生産性向上を目的としたGISを導入する場合、事業主体はJAであることが一般的です。JAが事業を進めようとして突き当たるのが個人情報保護法の壁です。農業委員会や自治体の保有する個人情報が入手できないことで、基本となる農家、農地の情報がないために稼動していないGISも各地で見受けられます。

JAみっかびでの取組みを例に、農家、農地（園地）の情報とそれに対応した地図情報をどう整備したかを説明します。JAみっかびでは、当時の三ヶ日町役場及び農業委員会との交渉を重ねましたが情報の提供が受けられず、以下の手法により情報を整備しました。

#### （1）アンケート調査

JAみっかびでは、各農家の自己申告によるアンケート調査で、GISで利用する農家・園地情報を整備しました。選果場施設導入に関する集落座談会において、GISの導入目的についても詳しく説明されたこともあり、ほとんどの農家から記入されたアンケート調査書の提出がありました。

園地台帳に記入する植栽距離を細かく計測するなど、GIS導入に対する大きな期待を抱いている農家も少なくありませんでした。

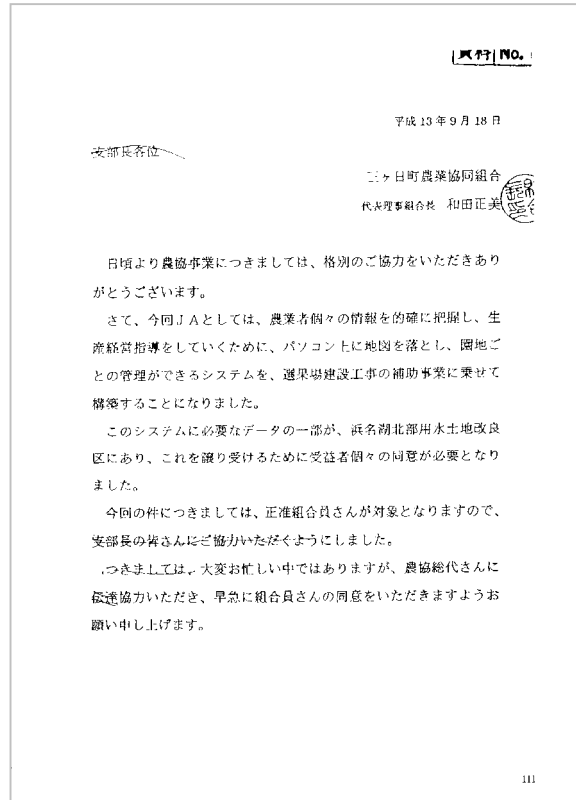


## (2) 地図データの譲受け

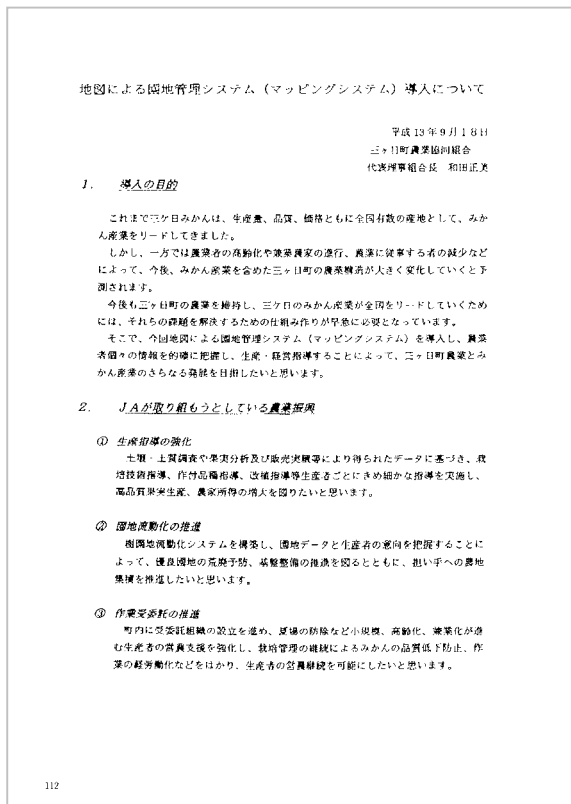
当初、GISで利用する地図データは三ヶ日町役場から提供される予定でしたが、結果として提供を受けることができませんでした。そのため、管内にある中浜名湖北部用土地改良区で管理されていた、給水栓工事の対象となった管内の約6割がカバーされた地図データと園地情報が利用されました。

JA みっかびでは、以下の書類を作成し、関係農家の同意を得ることで、土地改良区で管理される地図と園地情報の提供を受けています。

- 1) 地図データ譲受けのお願い(図4)
- 2) GIS導入の目的(図5)
- 3) GIS導入の地域への効果(図6)
- 4) GISで必要なデータ項目一覧(図7)
- 6) 作業委任同意書(支部一括型)(図8)
- 7) 他用途に利用しない旨の誓約書(図9)



< 図4 地図データ譲受けのお願い >



< 図5 GIS導入の目的 >



< 図6 GIS導入の地域への効果 >



### (3) 園地地図データの整備

残された約4割部分の地図データは以下の方法で整備されました。

#### 1) 準備されたもの

- ① 縮尺 1/2500 の植生界の入った地形図（紙地図）をエリアごとに整理
- ② 農家により記入された園地台帳
- ③ 農家により記入された園地台帳の「農家番号－園地番号」を印刷したシール

#### 2) 農家の自己申告による園地位置の確定

- ① 集落単位で農家に営農センターに集まってもらう  
JA みっかびの選果場では、ほぼ集落単位に荷受日が指定されているため、出荷後に営農センター2階の会議室に集まってもらいました
- ② 農家に園地台帳の各園地番号の園地の位置を地形図で申告してもらう  
同一園地内に複数品種があるなど、園地番号を分けている場合は分割線を記入してもらいました。
- ③ 準備された「農家番号－園地番号」を印刷したシールを園地の位置に貼る  
地図データを作成する基図として利用することから、地図データ入力時に園地番号が判別できるよう、手書きするのではなく、シールが利用されました。

#### 3) 作成された基図を基に、業者が地図データを作成

#### 4) アンマッチチェック

- ① 地図データ作成後に、業者により、地図に入力された園地番号と園地台帳の園地番号のマッチング処理がおこなわれ、アンマッチ園地一覧が作成される。
- ② アンマッチとなった園地を記入した農家に再度確認をおこなう。

#### 5) 地図データの修正・完成

JA みっかびにおける農家・農地台帳及び地図データの整備について紹介させていただきました。

JA や農業共済が、「水土里情報利活用促進事業」で整備される圃場（耕区）図を活用する際、市町村からの地番図データとその農地の情報が提供される場合は、圃場（耕区）図の背景に重ねあわせることで、圃場特定の手間が軽減されます。市町村からの提供が認められない場合にも、上記の手法によりGISの活用が可能となります。